

市内の事業者が予約なしでクリーンセンターに直接搬入できる 事業系一般廃棄物の搬入基準表 H28. 2. 1時点

搬入基準を守れば事業系一般廃棄物は登録予約なしで搬入できます

月曜日から金曜日の午前9時～12時、午後1時～4時30分に搬入可能。
ただし年末年始は混雑するため事業系廃棄物の受入日制限を行います。

事業系一般廃棄物の種類 と処理方法		搬 入 基 準
燃 や す ご み	生ごみ	縦横30cm角以内であること
	資源化できない紙 機密文書 感熱紙 シュレッダーごみ ダンボール（ろう びきされたもの）	資源化できない紙は縦横30cm角以内であれば燃やすごみとして受入可能 機密文書は綴じ紐、ファイル、金具を外し書類が1枚ずつになる状態にしておく。（機密文書は通常の燃やすごみと同様の処分方法ですので、機密保護を保障するものではありません） 感熱紙は縦横30cm角以内なら燃やすごみとして受入可能 ろうびきされたダンボールは折りたたみ束ねた状態にすること
	紙管	形状は、長さ180cm以内、直径15cm以内で厚み5mmまでとし、その基準を超える場合は半割、4つ割等にしてください
紙 く ず	紙おむつ	紙おむつは合成樹脂（廃プラスチック類）と紙（紙くず）の複合物ですが、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の複合物は、比率が大きい方の区分で処理します 紙おむつは、紙部分の比率が大きいので事業系一般廃棄物扱いとなります 使用済みの紙おむつは、汚物の飛散、悪臭漏れがないように半透明または透明のビニール袋に入れ、中に入っているものが判別できる状態で搬入してください。 医療関係機関などから発生した感染のおそれのある病原体が付着している紙おむつは、感染性一般廃棄物（特別管理一般廃棄物の一種）に分類されるので、蒲郡市有の一般廃棄物処理施設では処理できません 感染性産業廃棄物（特別管理産業廃棄物の一種）と同様に愛知県よりその品目の処理の許可を受けている産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください 産業廃棄物処理業者を検索できる愛知県のホームページ↓ http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html

裏面に続く

前面から続き

事業系一般廃棄物の種類と処理方法		搬入基準
燃やすごみ	木箱類	縦横高さ30cm以内であること。
	木くず 樹木（剪定枝） 花 落ち葉 草	<p>クリーンセンターに搬入できるのは長さ30cm以内で、太さは5cm以内の草木のみ。これ以上の長さのものは一色処分場へ搬入すること</p> <p>ただし、一色処分場で受入可能なのは長さ30cm超～150cm以下、太さ5cm超～15cm以内の草木のみ</p> <p>草・剪定枝の詳細な搬入基準については別紙「蒲郡市有廃棄物処理施設の草木直接搬入基準」を参照↓ http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kankyo/kusaki.html#kijyun</p> <p>蒲郡市有の一般廃棄物処理施設で受入できない量や形状の草木は蒲郡市長より一般廃棄物処分業の許可を受けている一般廃棄物処分業者に問い合わせてください</p> <p>蒲郡市一般廃棄物処分業許可業者一覧表↓ http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/syobungyosya.html#ichiran</p> <p>なお、建設業に係る工作物の新築・改築または除去に伴って発生したものは産業廃棄物に該当するため、蒲郡市有の一般廃棄物処理施設であるクリーンセンター、一色処分場のどちらでも受入できません</p> <p>産業廃棄物は愛知県知事より許可を受けた産業廃棄物処理業者の施設に搬入してください</p> <p>産業廃棄物処理業者を検索できる愛知県のホームページ↓ http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html</p>
資源物	紙くず 書類 雑紙 雑誌 冊子 本 ダンボール 伝票 OA用紙 紙パック	<p>閉じ紐、ファイル、金具を外し束ねた状態で搬入してください。冊子や本など最初から綴じられているものはそのまま結構です。</p> <p>感熱紙などの資源化できない紙は燃やすごみ扱いとなり焼却します</p> <p>なお、油を吸着させた紙くずは産業廃棄物に分類される「廃油」との複合物扱いとなります</p> <p>そのため一般廃棄物としては受入できず、産業廃棄物として処理する必要があります</p> <p>愛知県よりその品目の処理の許可を受けている民間の産業廃棄物処理業者に処理依頼してください</p> <p>産業廃棄物処理業者を検索できる愛知県のホームページ↓ http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html</p>

事業系一般廃棄物の種類と処理方法		搬入基準
粗大ごみ	木くず 木製家具	<p>1個あたり縦横とも80cm以下、長さ180cm以下、重量100kg以下に限る。搬入量は1日1回10個までです 10個を超える量はクリーンセンターの処理能力の問題ができませんので受入ができません</p> <p>大きさ、重さの基準を超えてしまう場合は、切断して基準内の大きさ、重さにした状態にしてあれば受入可能 ただし、切断した場合でも元の形がどのようなものかわかる状態であること 細かく切り過ぎたり、破砕したり、元の形がわからない状態では産業廃棄物に分類される木くずと見分けがつかないので受入不可</p> <p>なお、建設業に係る工作物の新築、改築または除去により生じたもの（建設廃材）や、木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等は特定の事業活動に伴う「木くず」に該当し、産業廃棄物に分類されるため受入できません また、貨物の流通のために使用した木製パレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）は業種に関わらず産業廃棄物に分類されます</p> <p>産業廃棄物は愛知県よりその品目の許可を受けている民間の産業廃棄物処理業者に処理依頼してください 産廃業者を検索できる愛知県のホームページ。リンク先↓ http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html</p> <p>事業所のプラスチック製家具、金属製家具、ガラス・陶磁器製家具は業種に関わらず産業廃棄物に分類されますので受入できません 産業廃棄物と一般廃棄物の複合物の場合は分離してそれぞれ産業廃棄物、一般廃棄物として別々に処分してください 分離が困難なものについては成分比の大きい方の区分で処理してください</p>

この事業系一般廃棄物搬入基準表の電子データ↓

<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/ipan.html#ipaikijyun>

問合せ先 環境清掃課(蒲郡市クリーンセンター)

〒443-0105 蒲郡市西浦町口田土1 TEL57-4100 FAX57-3924

ホームページ:<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/>